

平成26年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力を受けつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	平成 2 6 年度一般会計歳入歳出予算 (当初)	7
4	平成 2 6 年度一般会計歳入歳出予算構成図 (当初)	8
5	平成 2 5 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	平成 2 5 年度一般会計歳入決算額	10
7	平成 2 5 年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	15
9	平成 2 6 年度市税歳入予算額の構成 (当初)	16
10	平成 2 5 年度市税歳入決算額の構成	17
11	市税収入の推移	18
12	市税伸長状況表	18
13	市税の伸長率	19
14	徴税費に関する調べ (年度比較)	20
15	個人市民税・県民税	21
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移 (6 月末)	21
(2)	個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)	22
(3)	課税標準所得別納税義務者数 (当初)	22
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	23
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ (6 月末まで) ...	24
(6)	課税標準額段階別納税義務者数 (当初)	25
(7)	課税標準額段階別総所得金額 (当初)	26
(8)	事業専従者に関する調べ	27
16	法人市民税	28
(1)	税率別調定額前年度対比表	28
(2)	調定額の推移	29
(3)	月別調定額前年度対比表	30

17	固定資産税・都市計画税	31
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	31
(2)	土地に関する概要調書	32
(3)	宅地に関する調べ	34
(4)	家屋に関する概要調書	36
(5)	償却資産に関する概要調書	38
(6)	土地の年度別構成比	40
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ	40
18	軽自動車税	41
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初)	41
(2)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	42
19	市たばこ税に関する調べ	43
20	入湯税に関する調べ	44

第 3 章 納 税

21	市税収入実績調べ	47
22	督促状発送状況調べ	51
23	滞納処分執行状況調べ	52

第 4 章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	55
25	行政機構と税務事務分掌	56
26	税務職員係別人員調べ	60
27	電算事務実施状況	61
28	市税の税率等一覧表(平成26年度)	62
29	市税税率の変遷	63

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成26年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22 57	下依知	極北	北緯 35° 31 30	上依知
極西	東経 139° 13 54	七沢	極南	北緯 35° 23 30	戸田

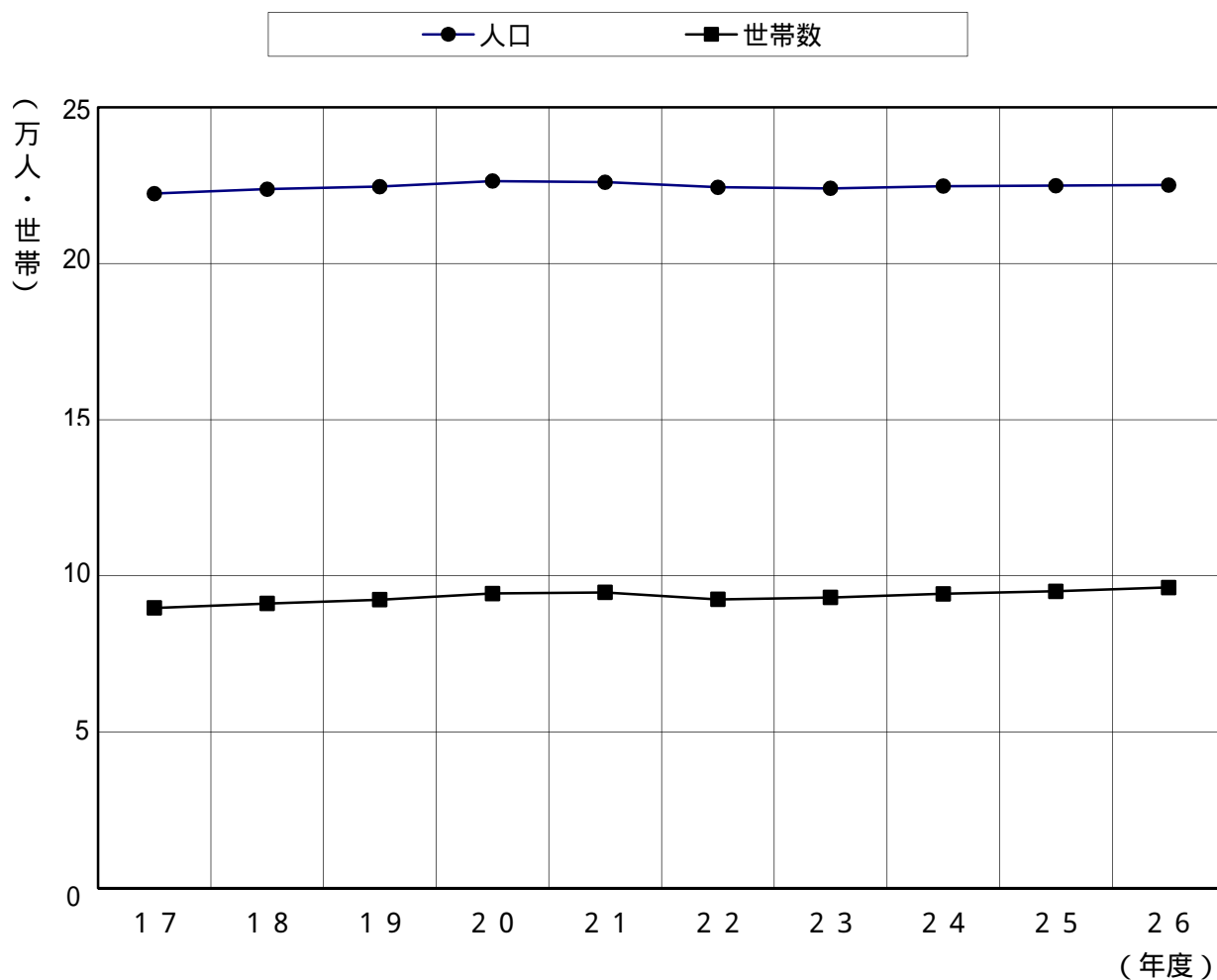
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21 56	35° 26 23	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区 分 年 度	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
17	89,740	222,403	116,150	106,253
18	91,152	223,841	116,984	106,857
19	92,378	224,619	117,530	107,089
20	94,325	226,419	118,581	107,838
21	94,706	226,059	118,182	107,877
22	92,476	224,420	116,927	107,493
23	93,064	224,101	116,553	107,548
24	94,225	224,776	116,889	107,887
25	95,054	224,954	116,929	108,025
26	96,281	225,166	117,052	108,114

3 平成26年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	42,947,473	56.9
10 地 方 譲 与 税	613,000	0.8
15 利 子 割 交 付 金	100,000	0.1
18 配 当 割 交 付 金	108,000	0.1
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,000	0.0
24 地 方 消 費 税 金 交 付	3,300,000	4.4
27 ゴルフ場利用税金 交 付	160,000	0.2
30 自 動 車 取 得 税 金 交 付	250,000	0.3
33 地 方 特 例 交 付 金	185,000	0.3
35 地 方 交 付 税	50,000	0.1
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	50,000	0.1
45 分 担 金 及 び 負 担 金	595,548	0.8
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,239,536	1.6
55 国 庫 支 出 金	10,717,017	14.2
60 県 支 出 金	4,411,276	5.9
65 財 産 収 入	296,621	0.4
70 寄 附 金	5,675	0.0
75 繰 入 金	533,239	0.7
80 繰 越 金	500,000	0.7
85 諸 収 入	4,780,215	6.3
90 市 債	4,614,400	6.1
合 計	75,480,000	100.0

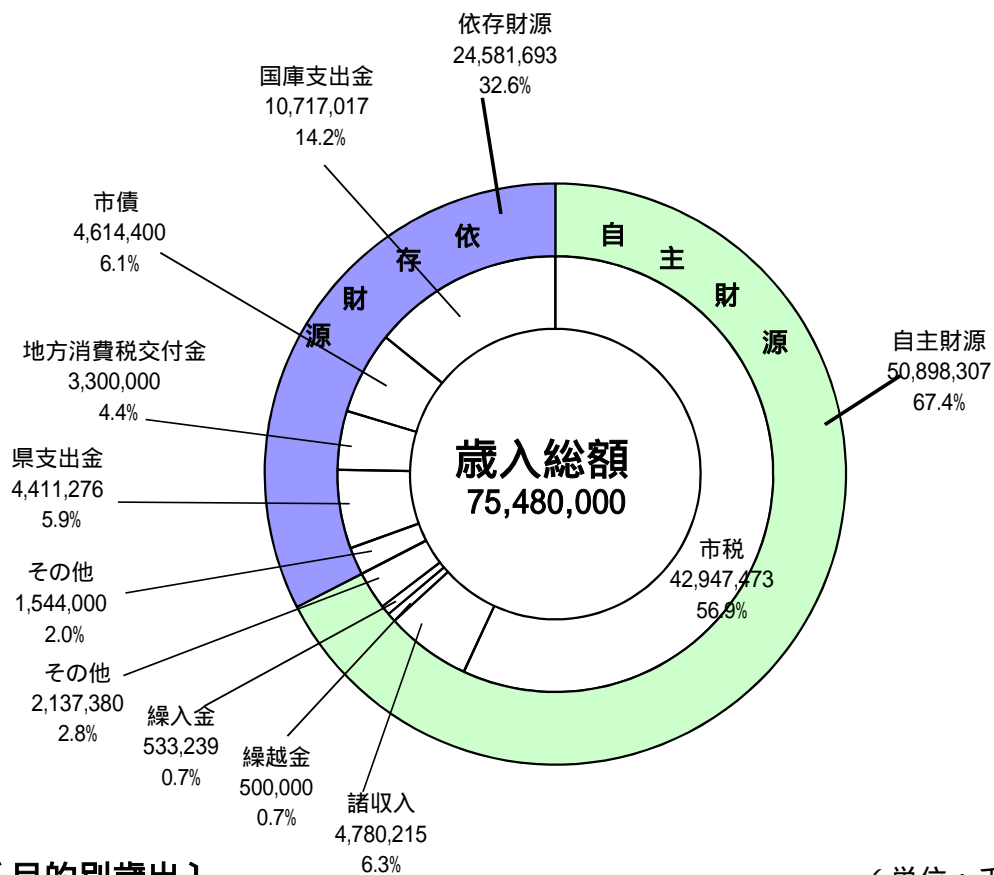
歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	460,464	0.6
10 総 務 費	7,534,576	10.0
15 民 生 費	29,722,627	39.4
20 衛 生 費	6,984,755	9.2
25 労 働 費	281,824	0.4
30 農 林 水 産 業 費	694,740	0.9
35 商 工 費	3,656,794	4.8
40 土 木 費	9,416,983	12.5
45 消 防 費	2,558,601	3.4
50 教 育 費	7,534,772	10.0
60 公 債 費	6,533,864	8.7
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	75,480,000	100.0

4 平成26年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

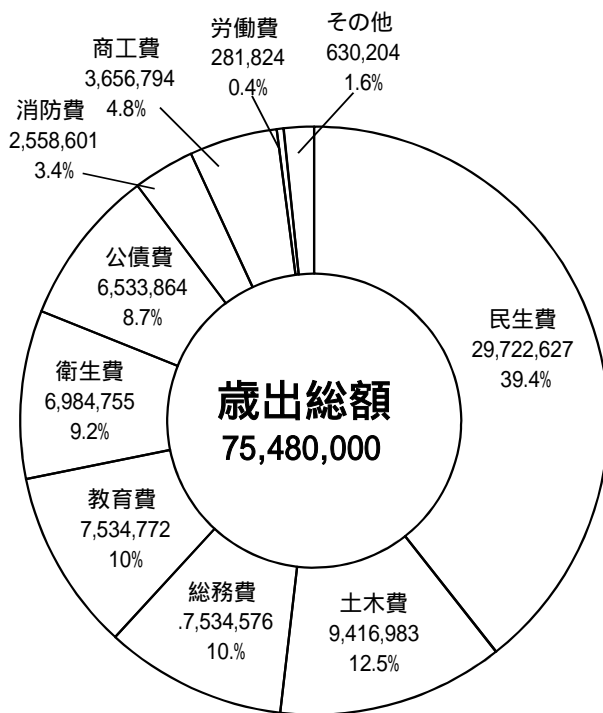
〔歳入総額〕

（単位：千円）



〔目的別歳出〕

（単位：千円）



5 平成25年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	77,672,552,211	76,338,592,468	1,333,959,743	
特別会計	公共用地取得事業	366,538,000	366,535,293	2,707
	後期高齢者医療事業	1,893,197,000	1,885,670,097	7,526,903
	国民健康保険事業	25,455,146,000	25,226,038,915	229,107,085
	介護保険事業	9,770,872,000	9,713,037,254	57,834,746
	公共下水道事業	5,681,800,000	5,626,236,031	55,563,969
	小計	43,167,553,000	42,817,517,590	350,035,410
合計	120,840,105,211	119,156,110,058	1,683,995,153	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	77,672,552,211	74,492,158,156	3,180,394,055	
特別会計	公共用地取得事業	366,538,000	366,535,293	2,707
	後期高齢者医療事業	1,893,197,000	1,866,563,128	26,633,872
	国民健康保険事業	25,455,146,000	24,736,592,607	718,553,393
	介護保険事業	9,770,872,000	9,510,269,997	260,602,003
	公共下水道事業	5,681,800,000	5,363,812,331	317,987,669
	小計	43,167,553,000	41,843,773,356	1,323,779,644
合計	120,840,105,211	116,335,931,512	4,504,173,699	

6 平成25年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	42,531,633	42,531,633,000	45,881,081,747	42,647,211,198	55.9	100.3
10 地方譲与税	635,000	635,000,000	517,601,005	517,601,005	0.7	81.5
15 利子割交付金	112,000	112,000,000	66,699,000	66,699,000	0.1	59.6
18 配当割交付金	86,000	86,000,000	147,891,000	147,891,000	0.2	172.0
21 株式譲渡所得割 交 付 金	23,000	23,000,000	260,254,000	260,254,000	0.3	1,131.5
24 地方消費税 交 付 金	2,880,000	2,880,000,000	2,662,288,000	2,662,288,000	3.5	92.4
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	160,000	160,000,000	151,019,028	151,019,028	0.2	94.4
30 自動車取得税 交 付 金	340,000	340,000,000	264,808,000	264,808,000	0.3	77.9
33 地方特例 交 付 金	230,000	230,000,000	185,685,000	185,685,000	0.2	80.7
35 地方交付税	50,000	50,000,000	40,946,000	40,946,000	0.1	81.9
40 交通安全対策 特別交付金	55,000	55,000,000	45,826,000	45,826,000	0.1	83.3
45 分担金及び 負 担 金	594,575	596,075,000	623,416,437	595,960,146	0.8	100.0
50 使用料及び 手 数 料	1,170,883	1,172,383,000	1,226,682,333	1,196,958,923	1.6	102.1
55 国庫支出金	10,233,122	12,146,814,250	11,732,445,803	11,732,445,803	15.4	96.6
60 県 支 出 金	3,585,974	3,877,473,000	3,694,456,989	3,694,456,989	4.8	95.3
65 財 産 収 入	730,025	729,110,000	807,593,284	807,593,284	1.1	110.8
70 寄 附 金	6,814	6,814,000	67,757,627	67,757,627	0.1	994.4
75 繰 入 金	644,441	648,730,000	643,314,415	643,314,415	0.8	99.2
80 繰 越 金	500,000	1,353,168,961	1,354,086,331	1,354,086,331	1.8	100.1
85 諸 収 入	4,715,933	4,771,251,000	5,200,356,003	4,947,090,719	6.4	103.7
90 市 債	4,495,600	5,268,100,000	4,308,700,000	4,308,700,000	5.6	81.8
合 計	73,780,000	77,672,552,211	79,882,908,002	76,338,592,468	100.0	98.3

7 平成25年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	453,029	457,009,000	445,887,432	11,121,568	0.6	97.6
10 総 務 費	7,451,186	8,832,853,981	8,476,255,924	356,598,057	11.4	96.0
15 民 生 費	27,233,271	27,718,665,000	26,960,976,628	757,688,372	36.2	97.3
20 衛 生 費	7,417,065	7,466,838,938	7,216,173,010	250,665,928	9.7	96.6
25 労 働 費	299,604	299,454,000	288,514,933	10,939,067	0.4	96.3
30 農林水産業費	572,062	656,062,000	550,441,749	105,620,251	0.7	83.9
35 商 工 費	3,685,987	3,693,142,000	3,639,571,628	53,570,372	4.9	98.5
40 土 木 費	10,871,154	11,337,715,000	10,682,511,305	655,203,695	14.3	94.2
45 消 防 費	2,786,428	2,848,853,753	2,765,527,862	83,325,891	3.7	97.1
50 教 育 費	6,453,269	7,870,799,950	7,080,527,761	790,272,189	9.5	90.0
60 公 債 費	6,456,945	6,455,962,000	6,385,769,924	70,192,076	8.6	98.9
70 予 備 費	100,000	35,196,589	0	35,196,589	-	-
合 計	73,780,000	77,672,552,211	74,492,158,156	3,180,394,055	100.0	95.9

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

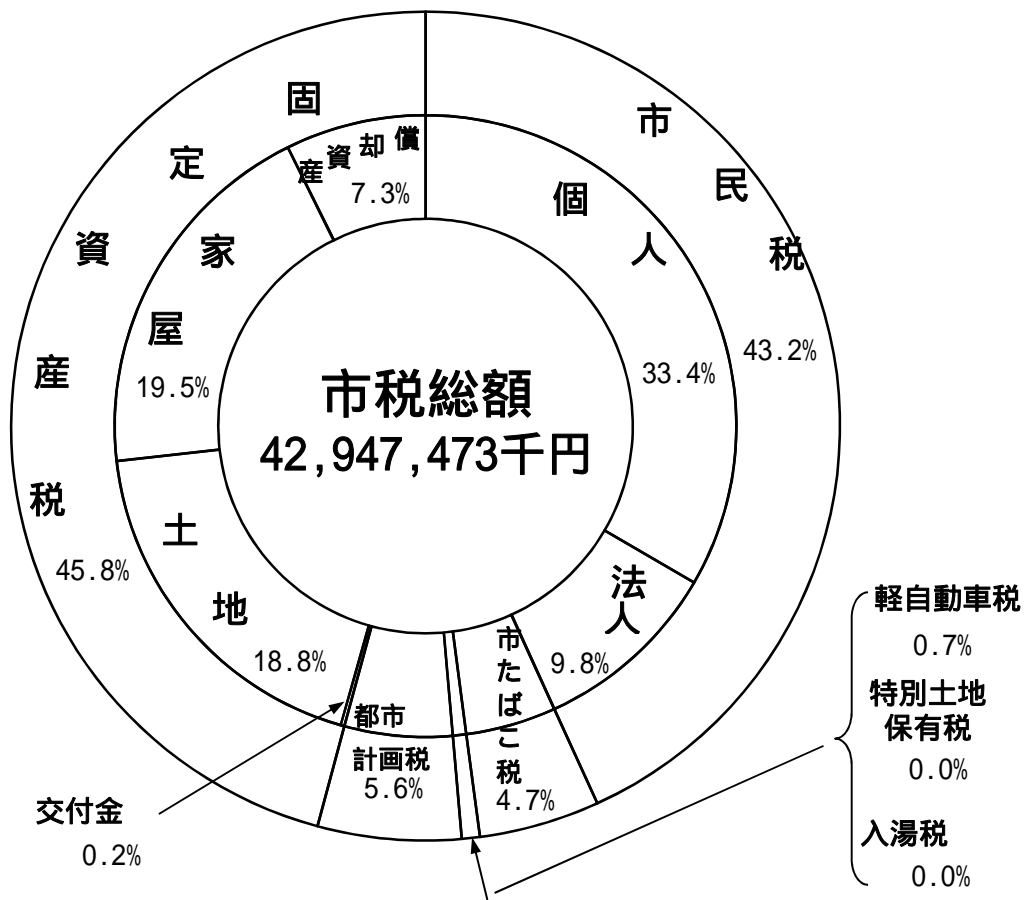
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	26	25	対前年度比
市 民 税			18,568,000	18,451,980	100.6
個 人	現年課税分		13,993,000	13,826,000	101.2
	滞納繰越分		371,000	357,000	103.9
法 人	現年課税分		4,200,000	4,265,900	98.5
	滞納繰越分		4,000	3,080	129.9
固 定 資 産 税			19,673,000	19,356,800	101.6
土地家屋 償却資産	現年課税分		19,312,000	18,975,000	101.8
	滞納繰越分		269,000	281,800	95.5
国有資産等所在市町村交付金			92,000	100,000	92.0
軽 自 動 車 税			289,371	280,050	103.3
	現年課税分		283,000	273,000	103.7
	滞納繰越分		6,371	7,050	90.4
市 た ば こ 税			2,001,001	2,036,001	98.3
	現年課税分		2,001,000	2,036,000	98.3
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			0	1	0.0
	現年課税分		0	0	
	滞納繰越分		0	1	0.0
入 湯 税			4,101	3,801	107.9
	現年課税分		4,100	3,800	107.9
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,412,000	2,403,000	100.4
土地家屋	現年課税分		2,373,000	2,361,000	100.5
	滞納繰越分		39,000	42,000	92.9
現 年 課 税 分 計			42,258,100	41,840,700	101.0
滞 納 繰 越 分 計			689,373	690,933	99.8
市 税 総 計			42,947,473	42,531,633	101.0

9 平成26年度市税歳入予算額の構成(当初)

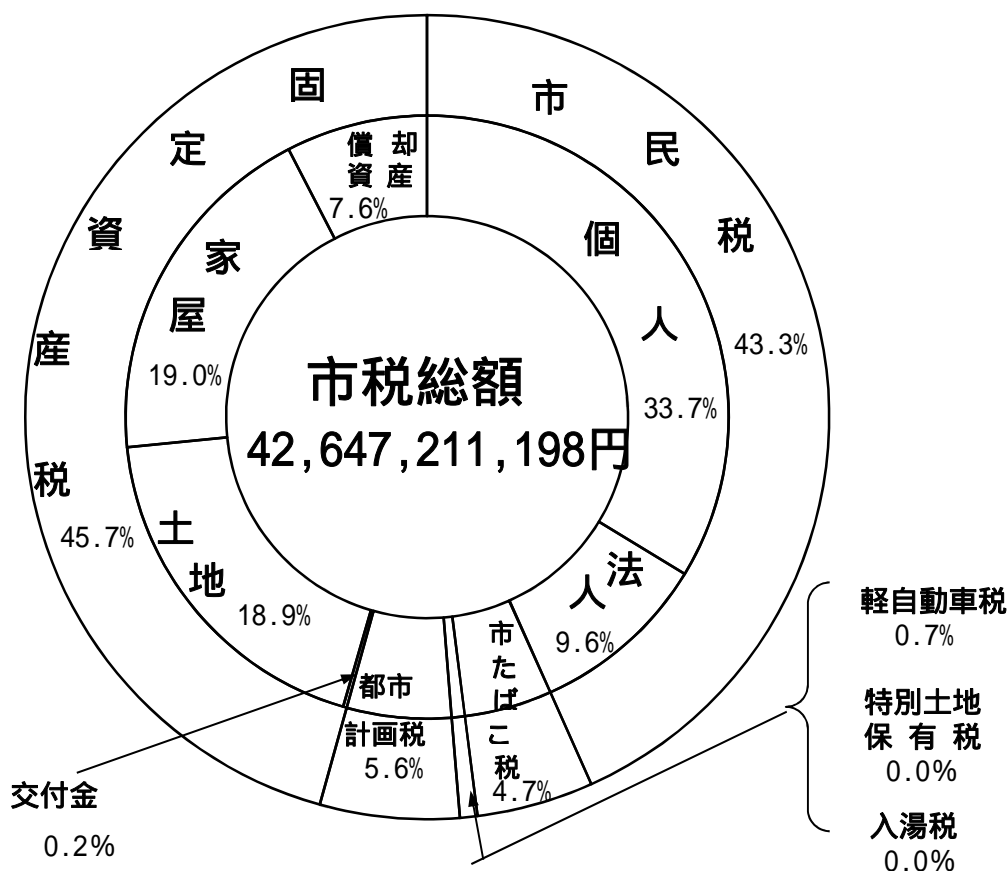


(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		平成26年度	平成25年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,531,372	40,124,832	406,540	101.0
	市市民税	18,568,000	18,451,980	116,020	100.6
	個人	14,364,000	14,183,000	181,000	101.3
	法人	4,204,000	4,268,980	64,980	98.5
	固定資産税	19,673,000	19,356,800	316,200	101.6
	固定資産税	19,581,000	19,256,800	324,200	101.7
	交付金	92,000	100,000	8,000	92.0
	軽自動車税	289,371	280,050	9,321	103.3
	市たばこ税	2,001,001	2,036,001	35,000	98.3
	特別土地保有税	0	1	1	0.0
2	目的税	2,416,101	2,406,801	9,300	100.4
	入湯税	4,101	3,801	300	107.9
	都市計画税	2,412,000	2,403,000	9,000	100.4
	合計	42,947,473	42,531,633	415,840	101.0

国有資産等所在市町村交付金

10 平成25年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		平成25年度	平成24年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,255,961,044	40,057,743,210	198,217,834	100.5
	市民税	18,487,789,221	18,753,207,261	265,418,040	98.6
	個人	14,370,118,721	14,246,919,930	123,198,791	100.9
	法人	4,117,670,500	4,506,287,331	388,616,831	91.4
	固定資産税	19,451,665,334	19,223,280,909	228,384,425	101.2
	固定資産税	19,348,605,334	19,119,762,909	228,842,425	101.2
	交付金	103,060,000	103,518,000	458,000	99.6
	軽自動車税	283,471,887	276,430,092	7,041,795	102.5
	市たばこ税	2,033,034,602	1,804,824,948	228,209,654	112.6
	特別土地保有税	0	0	0	0.0
2	目的税	2,391,250,154	2,361,235,887	30,014,267	101.3
	入湯税	4,344,000	4,162,050	181,950	104.4
	都市計画税	2,386,906,154	2,357,073,837	29,832,317	101.3
	合計	42,647,211,198	42,418,979,097	228,232,101	100.5

国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

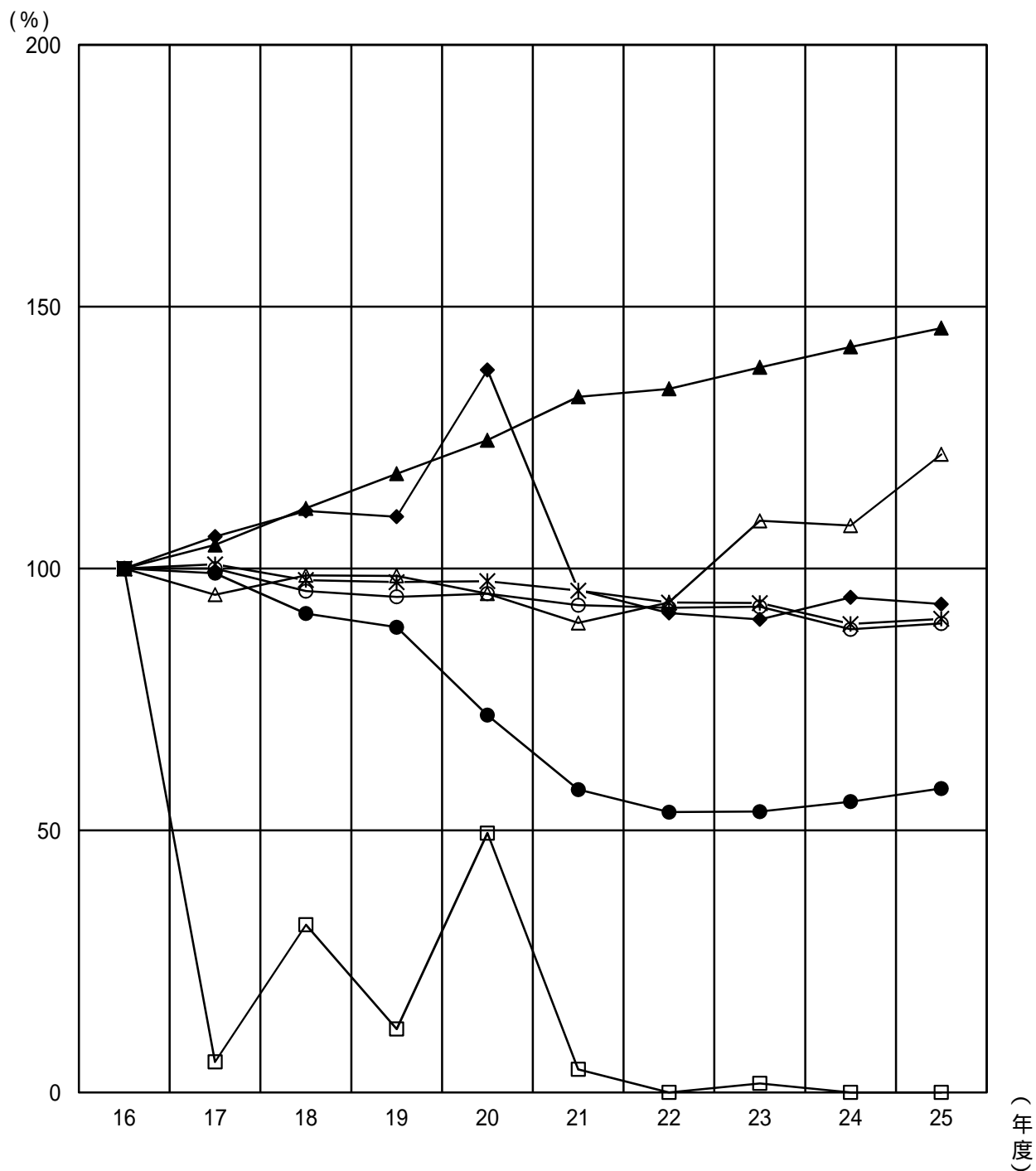
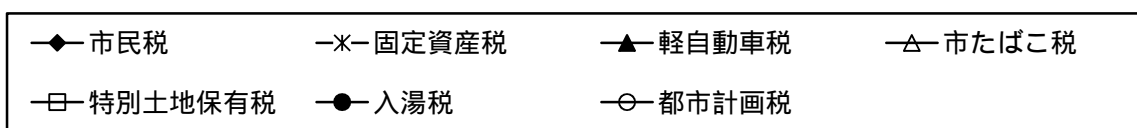
区 分年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
21	43,668,851	48,416,242	43,877,926	321,400	4,186,531
22	42,750,359	47,055,674	42,555,891	431,621	4,216,915
23	42,957,128	46,714,002	42,568,239	254,772	4,068,160
24	42,685,070	46,149,619	42,418,979	382,121	3,348,518
25	42,531,633	45,881,081	42,647,211	500,288	2,733,581

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区 分年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
21	83.4	83.2	90.6	99.6
22	97.9	97.0	90.4	99.4
23	100.5	100.0	91.1	100.0
24	99.4	99.6	91.9	100.3
25	99.6	100.5	93.0	100.0

1.3 市税の伸長率



平成16年度の決算額を100としたときの平成25年度の数値

市 民 税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入 湯 税	都市計画税
93.2	90.4	145.9	121.8	0.0	58.0	89.5

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	25	区 分		年 度	24
税収入額	(1) 市 税		42,647,211	税収入額	(1) 市 税		42,418,980
	(2) 個人 の 県 民 税		9,556,152		(2) 個人 の 県 民 税		9,474,225
	(3) 合 計		52,203,363		(3) 合 計		51,893,205
徴 人件費	(4) 基 本 給		274,878	徴 人件費	(4) 基 本 給		284,757
	(5) 諸 手 当		221,078		(5) 諸 手 当		221,781
	ア 超 過 勤 務 手 当		38,776		ア 超 過 勤 務 手 当		28,485
	イ 税 務 特 別 手 当				イ 税 務 特 別 手 当		
	ウ そ の 他 の 手 当		182,302		ウ そ の 他 の 手 当		193,296
	(6) そ の 他		77,174		(6) そ の 他		77,935
	(7) 小 計		573,130		(7) 小 計		584,473
税 需用費	(8) 旅 費		978	税 需用費	(8) 旅 費		726
	(9) 賃 金				(9) 賃 金		
	(10) そ の 他		10,154		(10) そ の 他		14,783
	(11) 小 計		11,132		(11) 小 計		15,509
徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金			徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金		
	(13) 納税貯蓄組合補助金		200		(13) 納税貯蓄組合補助金		300
	(14) 納 税 奨 励 金				(14) 納 税 奨 励 金		
	(15) そ の 他				(15) そ の 他		
	(16) 小 計		200		(16) 小 計		300
(17) そ の 他		182,572	(17) そ の 他		169,929		
(18) 合 計		767,034	(18) 合 計		770,211		
県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした 金		333,044	県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした 金		330,706
	(20) 報奨金の額に相当する金額		0		(20) 報奨金の額に相当する金額		0
	(21) 合 計		333,044		(21) 合 計		330,706
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			433,990	(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			439,505
税収入額に 対する徴税費の 割合	(23) (18) / (3)		1.5%	税収入額に 対する徴税費の 割合	(23) (18) / (3)		1.5%
	(24) (22) / (1)		1.0%		(24) (22) / (1)		1.0%
徴税職員数4月1日現在			73人	徴税職員数4月1日現在			76人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

区 分		年 度	22	23	24	25	26	
納税義務者数	普通徴収		35,592	34,782	34,874	34,664	40,710	
	給与特別徴収		60,990	60,563	60,406	60,816	61,734	
	年金特別徴収		12,238	12,698	13,289	14,042	15,796	
	計		108,820	108,043	108,569	109,522	118,240	
税	市民税	普通徴収	均等割	108,697	106,835	107,186	107,338	122,604
		所得割	3,981,567	3,799,505	3,906,351	3,883,432	3,890,558	
		給与特別徴収	均等割	180,063	178,602	177,887	179,094	207,159
		所得割	8,889,094	8,742,257	9,144,311	9,199,250	9,154,584	
		年金特別徴収	均等割	34,098	34,932	36,407	37,923	45,711
		所得割	597,553	612,157	628,903	642,802	656,845	
	小計		13,791,072	13,474,288	14,001,045	14,049,839	14,077,461	
	県民税	普通徴収	均等割	47,197	46,399	46,562	46,652	63,024
		所得割	2,670,036	2,547,515	2,619,342	2,603,793	2,608,264	
		給与特別徴収	均等割	78,030	77,397	77,087	77,611	104,318
		所得割	5,962,182	5,863,955	6,133,788	6,170,682	6,140,447	
		年金特別徴収	均等割	14,680	15,031	15,660	16,292	23,507
所得割		400,792	410,658	421,818	431,261	440,530		
小計		9,172,917	8,960,955	9,314,257	9,346,291	9,380,090		
額	市・県民税	普通徴収	均等割	155,894	153,234	153,748	153,990	185,628
		所得割	6,651,603	6,347,020	6,525,693	6,487,225	6,498,822	
	給与特別徴収	均等割	258,093	255,999	254,974	256,705	311,477	
	所得割	14,851,276	14,606,212	15,278,099	15,369,932	15,295,031		
	年金特別徴収	均等割	48,778	49,963	52,067	54,215	69,218	
	所得割	998,345	1,022,815	1,050,721	1,074,063	1,097,375		
	合計		22,963,989	22,435,243	23,315,302	23,396,130	23,457,551	
	伸び率		89.2	97.7	103.9	100.3	100.2	
特定あん分率(県)		39.94	39.94	39.94	39.94	39.98		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位 : 人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
22	3,709	0	104,197	107,906
23	3,834	0	103,301	107,135
24	3,661	0	103,930	107,591
25	3,725	0	104,869	108,594
26	4,084	0	105,146	109,230

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	合 計
22	84,455	3,480	28	16,234	104,197
23	83,179	3,404	24	16,694	103,301
24	83,427	3,451	31	17,021	103,930
25	83,849	3,447	24	17,549	104,869
26	83,920	3,446	22	17,758	105,146

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		22	23	24	25	26
区 分						
納 税 義 務 者 数		104,197	103,301	103,930	104,869	105,146
総所得金額	総所得金額	344,705,450	342,777,503	344,283,424	345,708,555	345,505,427
	山林所得金額	1,304	1,985	1,271	0	0
	分離譲渡金額等	6,120,223	6,881,666	7,970,249	6,775,272	11,846,915
	計	350,826,977	349,661,154	352,254,944	352,483,827	357,352,342
所得控除額	雑 損	7,907	9,399	25,403	5,676	6,943
	医 療 費	2,557,541	2,496,555	2,521,974	2,515,138	2,466,982
	社会保険料	49,774,566	50,409,207	52,230,071	53,426,307	54,986,739
	小規模共済	643,902	632,983	651,046	666,981	673,584
	生命保険料	2,938,529	2,890,303	2,879,573	3,057,493	3,168,469
	損害保険料	-	-	-	-	-
	地震保険料	238,332	233,017	233,558	238,363	242,176
	寄 附 金	-	-	-	-	-
	障 害 者	945,000	947,620	970,760	983,300	983,680
	老 年 者	-	-	-	-	-
	寡 婦	397,920	405,740	432,080	437,700	456,940
	寡 夫	68,900	66,560	65,520	62,920	59,540
	勤 労 学 生	2,600	1,820	780	1,560	2,600
	配 偶 者	10,545,620	10,401,140	10,355,990	10,302,580	10,179,160
	配 偶 者 特 別	476,530	505,390	526,390	556,280	559,150
	扶 養	16,546,760	16,512,250	6,816,700	6,848,500	7,027,820
同居特障加算分	207,690	206,080	216,890	219,190	207,690	
基 礎	34,385,010	34,089,330	34,296,900	34,606,770	34,698,180	
計	119,736,807	119,807,394	112,223,635	113,928,758	115,719,653	
課税標準額	総所得金額	225,228,991	223,342,294	232,281,200	232,037,960	229,918,047
	山林所得金額	1,303	1,984	1,270	0	0
	分離譲渡金額等	5,859,876	6,509,482	7,748,839	6,517,109	11,714,642
	計	231,090,170	229,853,760	240,031,309	238,555,069	241,632,689
算 出 税 額		13,683,125	13,588,910	14,161,172	14,108,417	14,100,653
税 額 控 除 額 等		207,299	204,533	216,880	199,458	165,052
調 整 控 除		238,090	235,562	207,746	210,674	212,149
定 率 控 除 額		-	-	-	-	-
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額		6,771	7,023	9,626	12,278	39,851
所 得 割 額		13,230,965	13,141,792	13,726,920	13,686,007	13,683,601

(5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度	22		23		24		25		26	
調定した月	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額
4月	72	12,331	76	12,314	40	7,611	50	6,145	75	13,373
5月	320	61,709	304	52,239	331	55,454	214	50,842	277	42,296
6月	49	7,887	56	8,755	58	9,056	75	16,675	29	3,245
7月	44	23,794	42	6,857	55	10,182	43	9,825	-	-
8月	42	19,278	50	6,513	52	6,192	45	7,468	-	-
9月	33	4,703	37	5,515	31	3,586	27	3,655	-	-
10月	44	4,926	51	5,930	37	3,958	32	3,446	-	-
11月	56	10,507	106	13,628	64	9,666	48	7,100	-	-
12月	26	2,161	37	5,233	50	6,213	48	6,787	-	-
1月	33	8,058	25	2,303	54	11,396	25	4,704	-	-
2月	45	5,811	34	4,319	43	5,780	23	3,626	-	-
3月	47	13,185	38	4,585	38	4,700	37	5,659	-	-
合計	811	174,350	856	128,191	853	133,794	667	125,932		

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位 : 人)

段 階 \ 内 訳	給与所得者	営 業 等 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ い て 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,556	167	0	778	269	3,770
10万円超え 100万円以下	20,187	1,088	6	8,898	224	30,403
100万円超え 200万円以下	24,857	913	10	4,105	244	30,129
200万円超え 300万円以下	15,940	590	0	1,351	156	18,037
300万円超え 400万円以下	8,678	270	4	560	141	9,673
400万円超え 550万円以下	6,790	177	1	368	133	7,469
550万円超え 700万円以下	2,131	61	0	203	78	2,473
700万円超え 1000万円以下	1,367	55	0	231	70	1,723
1,000万円超え	928	102	1	337	101	1,469
合 計	83,454	3,423	22	16,831	1,416	105,146
200万円以下	47,600	2,168	16	13,781	737	64,302
200万円超え 700万円以下	33,559	1,098	5	2,482	508	37,652
700万円超え	2,295	157	1	568	171	3,192

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位 : 千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,325,249	128,926	0	657,496	3,799,845	5,911,516
10万円超え 100万円以下	26,444,010	1,572,591	9,077	12,345,177	2,350,895	42,721,750
100万円超え 200万円以下	60,505,860	2,296,063	23,132	9,633,081	2,184,097	74,642,233
200万円超え 300万円以下	58,893,157	2,101,776	0	4,757,056	1,454,948	67,206,937
300万円超え 400万円以下	43,526,545	1,265,016	17,650	2,563,282	1,317,857	48,690,350
400万円超え 550万円以下	43,488,038	1,063,025	5,465	2,187,177	1,509,222	48,252,927
550万円超え 700万円以下	17,268,420	472,665	0	1,539,693	999,547	20,280,325
700万円超え 1000万円以下	13,966,492	547,188	0	2,269,819	1,303,984	18,087,483
1,000万円超え	18,386,246	2,640,318	11,950	6,437,442	4,082,865	31,558,821
合 計	283,804,017	12,087,568	67,274	42,390,223	19,003,260	357,352,342
200万円以下	88,275,119	3,997,580	32,209	22,635,754	8,334,837	123,275,499
200万円超え 700万円以下	163,176,160	4,902,482	23,115	11,047,208	5,281,574	184,430,539
700万円超え	32,352,738	3,187,506	11,950	8,707,261	5,386,849	49,646,304

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

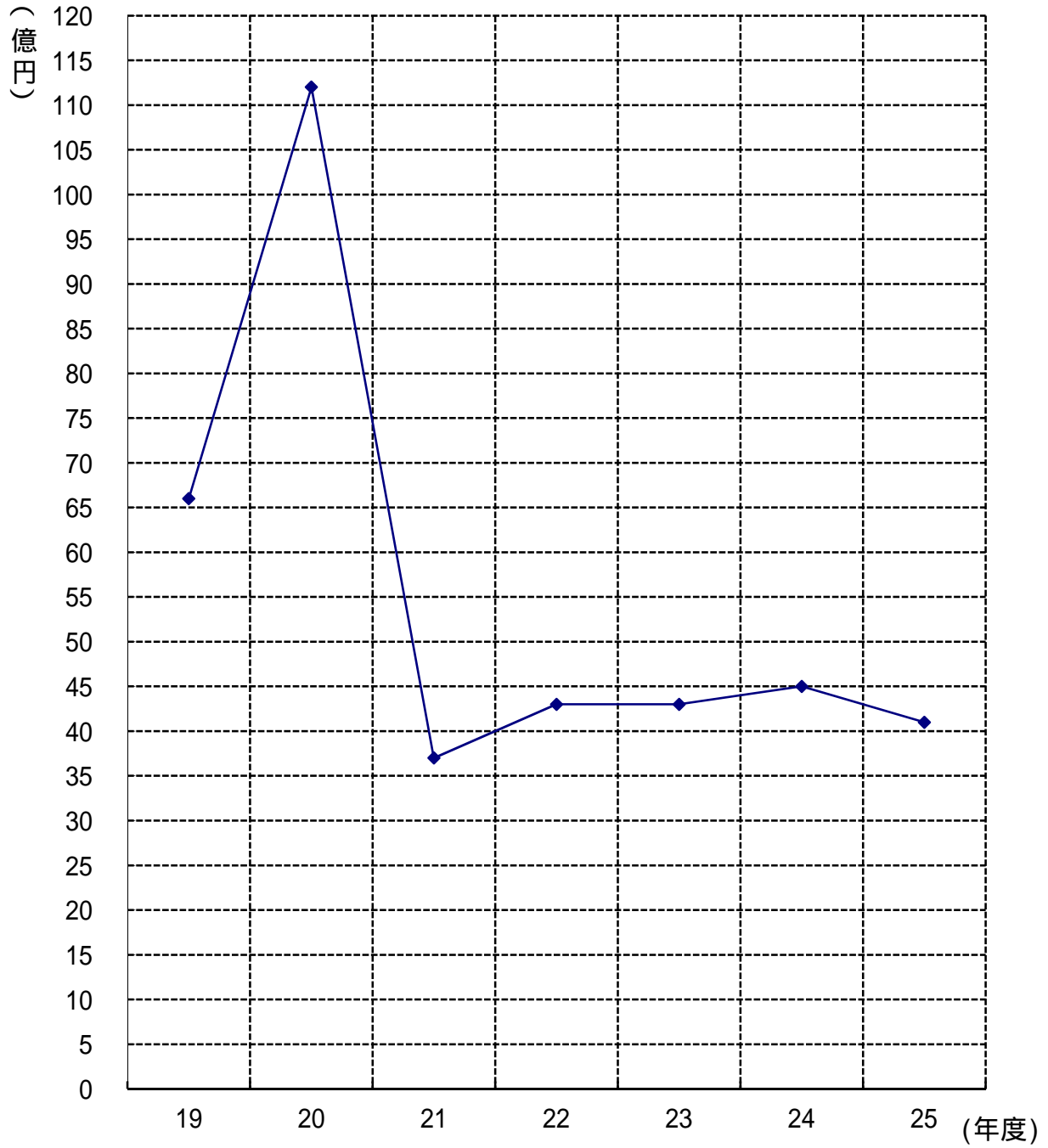
区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者				
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業		専 従 者 給 与 額
		専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数				専 従 者 数		
								配 偶 者	配 偶 者 以 外	
1 7	6,333	1,287	346	3,395,343	1,466	103	88	16	87,018	
1 8	6,838	1,388	387	3,673,170	1,582	112	95	21	78,453	
1 9	6,851	1,384	395	3,694,323	1,577	101	89	13	85,490	
2 0	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	78,583	
2 1	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	85,815	
2 2	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	82,328	
2 3	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873	
2 4	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412	
2 5	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877	
2 6	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区 分		年 度	26	25	対前年度比	構 成 比
		%	千円	千円	%	%
法人 税 割	確定 ・ 予定	14.7	1,963,348	2,048,373	95.8	47.6
		13.5	403,939	569,616	70.9	9.8
		12.3	769,059	907,246	84.8	18.6
	修正 ・ 更正	14.7	11,068	18,282	60.5	0.3
		13.5	9,173	6,237	147.1	0.2
		12.3	16,020	10,535	152.1	0.4
小 計			3,172,607	3,560,289	89.1	76.9
均 等 割			955,563	946,969	100.9	23.1
合 計			4,128,170	4,507,258	91.6	100.0
納 税 義 務 者 数	地 方 税 法 第 三 百 十 二 条 第 一 項	第1号法人	5,105	4,537	112.5	68.7
		第2号法人	65	65	100.0	0.9
		第3号法人	1,076	1,067	100.8	14.5
		第4号法人	96	108	88.9	1.3
		第5号法人	425	450	94.4	5.7
		第6号法人	61	67	91.0	0.8
		第7号法人	500	535	93.5	6.7
		第8号法人	44	43	102.3	0.6
		第9号法人	60	63	95.2	0.8
		法人でない 社 団 等	-	-	-	-
	計			7,432	6,935	107.2

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位 : 円・件・%)

年 度月	25		24		調 定 額 対前年度比
	調 定 額	申告件数	調 定 額	申告件数	
4	105,037,000	586	132,120,700	591	79.5
5	279,810,300	1,332	359,492,700	1,356	77.8
6	1,353,833,500	1,445	1,403,285,900	1,442	96.5
7	326,106,000	780	429,682,300	763	75.9
8	217,008,500	757	233,748,800	763	92.8
9	114,236,000	570	104,430,800	559	109.4
10	118,192,900	704	120,030,500	728	98.5
11	905,009,500	1,560	989,032,400	1,401	91.5
12	99,473,400	515	131,970,300	684	75.4
1	40,989,400	342	57,311,400	370	71.5
2	384,191,900	946	302,859,100	840	126.9
3	184,281,900	511	243,293,300	430	75.7
計	4,128,170,300	10,048	4,507,258,200	9,927	91.6

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位：千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土地 ・ 家 屋	22	1,240,670,039	1,267,256,942
	23	1,241,549,554	1,263,671,799
	24	1,164,689,920	1,193,024,753
	25	1,174,211,709	1,196,056,794
	26	1,196,856,524	1,216,344,470
償 却 資 産	22	267,336,708	-
	23	251,689,247	-
	24	239,646,246	-
	25	231,897,546	-
	26	227,590,916	-
計	22	1,508,006,747	1,267,256,942
	23	1,493,238,801	1,263,671,799
	24	1,404,336,166	1,193,024,753
	25	1,406,109,255	1,196,056,794
	26	1,424,447,440	1,216,344,470

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税 点未満の もの(㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ) - (ハ) (㎡) (ニ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)
田	一般田	37,095	5,141,480	332,409	4,809,071	513,564	33,129
	介在田等	490	41,266		41,266	2,575,513	
畑	一般畑	48,670	7,423,796	760,246	6,663,550	469,003	47,197
	介在畑等	123,204	862,010	62	861,948	44,083,390	2,212
宅 地	小規模 住宅用地		10,462,197	3,245	10,458,952	686,294,374	158,985
	一般 住宅用地		3,421,606	1,104	3,420,502	165,971,945	33,202
	商業地等 (非住宅用地)		7,436,147	20	7,436,127	392,507,383	1,248
	計	2,492,577	21,319,950	4,369	21,315,581	1,244,773,702	193,435
塩 田							
鉱 泉 地			20		20	522	
池 沼							
山 林	一般山林	10,637,972	14,790,544	1,389,087	13,401,457	435,479	44,962
	介在山林	457	17,563	23	17,540	211,494	189
牧 場			25,658		25,658	11,931	
原 野		1,003	320,084	14,459	305,625	5,225	327
雑 種 地	ゴルフ場 の用地	29,142	3,662,506		3,662,506	12,323,836	
	遊園地等 の用地	677,010					
	鉄 軌 道 用 地	161	59,313		59,313	4,782,975	
	その他の 雑 種 地	1,130,449	4,736,586	113,364	4,623,222	157,956,323	93,170
	計	1,836,762	8,458,405	113,364	8,345,041	175,063,134	93,170
そ の 他		20,250,994					
合 計		35,429,224	58,400,776	2,614,019	55,786,757	1,468,142,957	414,621

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総 筆 数 (筆)(ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均 価 格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)	最高価格 (円/㎡) (力)
480,435	480,435	91	8,202	586	7,616	100	113
2,575,513	838,321	2	85		85	62,412	154,998
421,806	421,798	143	14,048	1,690	12,358	63	81
44,081,178	14,479,263	205	2,571	5	2,566	51,140	143,300
686,135,389	111,965,736		66,296	312	65,984	65,598	392,900
165,938,743	54,405,504		25,601	138	25,463	48,507	377,700
392,506,135	272,047,714		10,343	9	10,334	52,784	695,318
1,244,580,267	438,418,954	2,531	102,240	459	101,781	58,385	695,318
522	522		6		6	26,100	37,719
390,517	390,517	1,452	10,156	1,747	8,409	29	44
211,305	147,307	2	72	2	70	12,042	27,148
11,931	11,931		32		32	465	465
4,898	4,898	8	138	18	120	16	25
12,323,836	8,626,685	144	2,608		2,608	3,365	16,700
		600					
4,782,975	3,302,105	2	93		93	192,210	388,658
157,863,153	108,490,830	2,592	14,656	1,229	13,427	33,348	385,168
174,969,964	120,419,620	3,338	17,357	1,229	16,128	20,697	385,168
		76,343					
1,467,728,336	575,613,566	84,115	154,907	5,736	149,171	25,139	

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積		決定価格	
		(㎡)	(イ)	(千円)	(ロ)
商業地区	繁華街				
	高度商業地区				
	高度商業地区		90,296		31,157,576
	普通商業地区		586,754		67,225,472
	計		677,050		98,383,048
住宅地区	併用住宅地区		1,578,136		121,441,172
	高級住宅地区				
	普通住宅地区		11,223,644		750,350,143
	計		12,801,780		871,791,315
工業地区	大工場地区		2,693,417		99,056,187
	中小工場地区		1,920,731		95,835,682
	家内工業地区				
	計		4,614,148		194,891,869
村落地区	集団地区		1,783,420		47,970,319
	村落地区		1,392,169		31,321,271
	計		3,175,589		79,291,590
観光地区					
農業用施設の用に供する宅地			47,014		222,445
生産緑地地区内の宅地			0		0
合計			21,315,581		1,244,580,267

課税標準額 (千円) (八)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
		平均価格 (口) (イ) (円/m ²)	最高価格 (円/m ²)
20,264,304	335	345,060	695,318
33,857,378	1,887	114,572	332,080
54,121,682	2,222	145,311	695,318
52,758,967	6,350	76,952	180,006
171,885,628	72,920	66,854	162,680
224,644,595	79,270	68,099	180,006
69,138,527	618	36,777	71,100
64,521,987	2,952	49,895	99,984
133,660,514	3,570	42,238	99,984
14,280,307	9,930	26,898	39,000
11,556,145	6,638	22,498	38,400
25,836,452	16,568	24,969	39,000
155,711	151	4,731	4,812
0	0		0
438,418,954	101,781	58,388	695,318

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所 有 者 数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
木 造	総 数		51,749	5,372,743
	法定免税点 未満のもの		1,586	49,356
	法定免税点 以上のもの		50,163	5,323,387
木 造 以 外	総 数		17,168	9,184,428
	法定免税点 未満のもの		198	3,700
	法定免税点 以上のもの		16,970	9,180,728
合 計	総 数	64,065	68,917	14,557,171
	法定免税点 未満のもの	1,444	1,784	53,056
	法定免税点 以上のもの	62,621	67,133	14,504,115

決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
152,242,910	28,336
85,031	1,723
152,157,879	28,583
471,745,600	51,364
18,174	4,912
471,727,426	51,382
623,988,510	42,865
103,205	1,945
623,885,305	43,014

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

総括表

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	56,979,886	56,700,786
	機 械 及 び 装 置	86,519,560	84,367,699
	船 舶	4,417	4,417
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	958,919	958,919
	工 具、器 具 及 び 備 品	56,259,126	56,216,416
	調 整 額		
	小 計 (ハ)	200,721,908	198,248,237
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したものの	29,968,968	29,342,679
	道府県知事が価格等を決定し、配分したものの		
	小 計 (ニ)	29,968,968	29,342,679
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したものの(ホ)			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		230,690,876	227,590,916
同上内訳	市 町 村 分 の 額		227,590,916
	道 府 県 分 の 額		

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を

区 分	法第349条の3					第1項	第2項	第21項
	第3項	第10項	第21項	第22項				
決定価格 (千円)	2,708,802	15,629	206,255	59,394		150,301	176,759	78,688
課税標準額 (千円)	1,148,944	7,815	68,752	29,697		112,726	48,598	47,213

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,323
	法人	5,181
	計	6,504

課税標準額の内訳	
法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)
416,025	5,624,761
2,042,424	82,325,275
	4,417
	958,919
47,357	56,169,059
2,505,806	195,742,431

受けるものに関する調べ

法附則第15条

法附則第15条							合計			
第31項	旧第3項	旧第7項	旧第7項	旧第20項	旧第34項	旧第37項				
1,179,945	50,291	2,428	169,147	14,492	162,524	4,822				4,979,477
786,630	16,764	1,618	112,765	12,077	108,350	3,857				2,505,806

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅 地	山 林	その他	評価総地積 (千㎡)
17	9.3	15.4	34.8	25.3	15.3	58,821
18	9.1	15.1	35.1	25.3	15.4	58,830
19	9.0	15.0	35.3	25.4	15.3	58,816
20	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
24	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
25	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
26	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総 棟 数 (棟)			総 床 面 積 (㎡)		
	計	木 造	木造以外	計	木 造	木造以外
17	65,498	48,899	16,599	13,420,594	4,951,993	8,468,601
18	65,697	49,465	16,232	13,297,447	4,948,907	8,348,540
19	67,996	50,988	17,008	13,550,528	5,033,401	8,517,127
20	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
21	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
24	67,927	51,112	16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
25	68,314	51,429	16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
26	68,917	51,749	17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成26年4月1日現在(単位:台・円)

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	13,971	14	13,985	14	2	13,969	1,000	13,969,000	
	50cc超 90cc以下	988	17	1,005	17	0	988	1,200	1,185,600	
	90cc超 125cc以下	3,469	26	3,495	26	0	3,469	1,600	5,550,400	
	ミニカー	256	0	256	0	0	256	2,500	640,000	
	小計	18,684	57	18,741	57	2	18,682		21,345,000	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	3,971	22	3,993	22	0	3,971	2,400	9,530,400	
	三輪車	10	0	10	0	0	10	3,100	31,000	
	四輪車	乗用	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500
		貨物用	28,721	10	28,731	10	289	28,432	7,200	204,710,400
	特殊自動車	乗用	532	0	532	0	3	529	3,000	1,587,000
		貨物用	10,002	37	10,039	39	60	9,940	4,000	39,760,000
	農耕用	1,372	3	1,375	3	0	1,372	1,600	2,195,200	
	特殊作業用	283	0	283	0	0	283	4,700	1,330,100	
小計	44,892	72	44,964	74	352	44,538		259,149,600		
二輪の小型自動車		3,725	40	3,765	40	0	3,725	4,000	14,900,000	
合計		67,301	169	67,470	171	354	66,945		295,394,600	

(2) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度		24		25		26	
	台調定額	対前年度比	台調定額	対前年度比	台調定額	対前年度比	構成比	
原動機付自転車	50cc以下	14,715	94.7	14,176	96.3	13,969	98.5	20.9
		14,715,000	94.7	14,176,000	96.3	13,969,000	98.5	4.7
	50cc超90cc以下	1,034	99.0	1,002	96.9	988	98.6	1.5
		1,240,800	99.0	1,202,400	96.9	1,185,600	98.6	0.4
	90cc超125cc以下	2,991	117.9	3,245	108.5	3,469	106.9	5.2
		4,785,600	117.9	5,192,000	108.5	5,550,400	106.9	1.9
ミニカー	244	105.2	241	98.8	256	106.2	0.4	
	610,000	105.2	602,500	98.8	640,000	106.2	0.2	
小計	18,984	98.1	18,664	98.3	18,682	100.1	28.0	
	21,351,400	99.6	21,172,900	99.2	21,345,000	100.8	7.2	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,048	94.3	3,960	97.8	3,971	100.3	5.9
		9,715,200	94.3	9,504,000	97.8	9,530,400	100.3	3.2
三輪車	9	90.0	9	100.0	10	111.1	0.0	
	27,900	90.0	27,900	100.0	31,000	111.1	0.0	
四輪車	乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	1	0.0
		5,500	100.0	5,500	100.0	5,500	100.0	0.0
	米軍	25,919	106.8	27,085	104.5	28,432	105.0	42.5
		186,616,800	106.8	195,012,000	104.5	204,710,400	105.0	69.4
	貨物用	0		0		0		0.0
		0		0		0		0.0
二輪の小型自動車	農耕用	526	95.3	531	101.0	529	99.6	0.8
		1,578,000	95.3	1,593,000	101.0	1,587,000	99.6	0.5
	特殊作業用	9,935	99.5	9,944	100.1	9,940	100.0	14.8
		39,740,000	99.5	39,776,000	100.1	39,760,000	100.0	13.5
	小計	1,347	103.1	1,367	101.5	1,372	100.4	2.0
		2,155,200	103.1	2,187,200	101.5	2,195,200	100.4	0.7
特殊作業用	274	97.9	287	104.7	283	98.6	0.4	
	1,287,800	97.9	1,348,900	104.7	1,330,100	98.6	0.5	
小計	42,059	103.3	43,184	102.7	44,538	103.1	66.4	
	241,126,400	104.8	249,454,500	103.5	259,149,600	103.9	87.8	
合計	3,636	100.0	3,703	101.8	3,725	100.6	5.6	
	14,544,000	100.0	14,812,000	101.8	14,900,000	100.6	5.0	
合計	64,679	101.5	65,551	101.3	66,945	102.1	100.0	
	277,021,800	104.1	285,439,400	103.0	295,394,600	103.5	100.0	

(注) 表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	23	対前年度比 (%)	24	対前年度比 (%)	25	対前年度比 (%)
4	167,031,391	133.2	149,018,206	89.2	151,277,364	101.5
	36,629,876	95.8	32,867,307	89.7	33,447,882	101.8
5	107,449,930	87.5	147,276,040	137.1	168,753,044	114.6
	23,405,490	62.5	32,485,088	138.8	32,728,833	100.8
6	148,825,421	129.7	154,028,345	103.5	186,851,169	121.3
	32,641,552	93.3	33,968,584	104.1	36,291,341	106.8
7	161,485,691	132.8	153,670,398	95.2	163,137,122	106.2
	35,545,509	95.9	33,930,842	95.5	31,678,754	93.4
8	181,335,476	140.3	157,498,483	86.9	188,551,432	119.7
	39,817,319	101.1	34,768,287	87.3	36,606,322	105.3
9	161,648,665	127.0	164,615,334	101.8	176,562,131	107.3
	35,565,437	91.7	36,368,442	102.3	34,289,372	94.3
10	153,238,198	64.2	143,971,531	94.0	169,529,755	117.8
	33,745,789	46.4	31,808,602	94.3	32,935,153	103.5
11	150,997,060	255.0	163,101,802	108.0	170,830,630	104.7
	33,268,276	254.8	36,026,174	108.3	33,211,579	92.2
12	150,114,420	148.8	149,234,473	99.4	169,422,881	113.5
	33,076,567	148.7	32,983,739	99.7	32,922,057	99.8
1	159,620,090	115.1	154,195,603	96.6	172,386,893	111.8
	35,140,830	115.3	34,064,141	96.9	33,490,181	98.3
2	135,909,498	112.2	134,080,930	98.7	161,552,533	120.5
	29,947,937	112.5	29,640,543	99.0	31,387,870	105.9
3	143,486,736	110.4	134,133,803	93.5	154,179,648	114.9
	31,640,373	110.7	29,648,459	93.7	29,960,095	101.1
手持品 課税	31,109,987					
	23,670,549					
計	1,821,142,576	119.0	1,804,824,948	99.1	2,033,034,602	112.6
	400,424,955	95.4	398,560,208	99.5	398,949,439	100.1

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
21	455,572,763	[平成18年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき3,298円	1,495,449,817
22	419,577,259	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,564円	1,529,942,917
23	400,424,955	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき4,618円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,190円	1,821,142,576
24	398,560,208	[平成25年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円	1,804,824,948
25	398,949,439	・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,495円	2,033,034,602

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

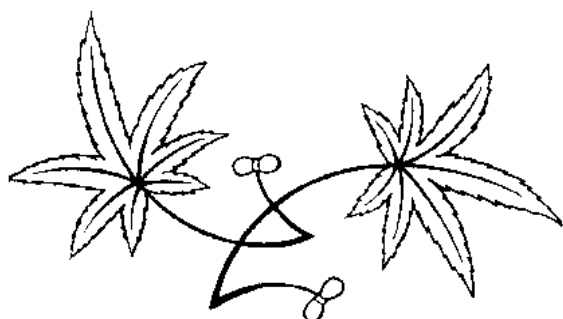
区 分 \ 年 度	23	24	25
税 率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	26,803人	27,747人	29,812人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,234人	2,312人	2,484人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 11軒	計 11軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	23		24		25	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	178,650	42.7	360,750	201.9	390,150	108.1
5月	196,800	61.3	296,100	150.5	325,500	109.9
6月	321,300	89.8	327,300	101.9	350,700	107.1
7月	268,350	91.2	264,750	98.7	273,900	103.5
8月	306,600	104.2	292,200	95.3	275,400	94.3
9月	423,450	104.6	431,700	101.9	611,850	141.7
10月	260,250	74.9	273,450	105.1	264,300	96.7
11月	398,550	125.8	320,700	80.5	353,250	110.1
12月	457,950	98.4	439,650	96.0	444,150	101.0
1月	471,450	103.0	439,050	93.1	497,700	113.4
2月	423,300	123.8	375,150	88.6	401,100	106.9
3月	313,800	110.1	341,250	108.7	283,800	83.2
合計	4,020,450	93.4	4,162,050	103.5	4,471,800	107.4

第3章 納税



市の木 もみじ
(昭和44年2月1日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

平成25年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	
現 年 度 分	市 民 税	18,091,900,000	18,371,232,655	18,029,482,240	
	内 訳	個 人	13,826,000,000	14,243,062,355	13,920,395,140
		法 人	4,265,900,000	4,128,170,300	4,109,087,100
	固 定 資 産 税	19,075,000,000	19,316,041,000	19,127,420,125	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	15,721,000,000	16,001,285,400	15,816,365,425
		償 却 資 産	3,254,000,000	3,211,695,600	3,207,994,700
		国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	103,060,000	103,060,000
	軽 自 動 車 税	273,000,000	283,294,500	277,262,997	
	市 た ば こ 税	2,036,000,000	2,033,034,602	2,033,034,602	
	都 市 計 画 税	2,361,000,000	2,366,099,200	2,338,755,208	
	入 湯 税	3,800,000	4,471,800	4,344,000	
	計	41,840,700,000	42,374,173,757	41,810,299,172	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	360,080,000	1,957,374,696	458,306,981
内 訳		個 人	357,000,000	1,924,166,394	449,723,581
		法 人	3,080,000	33,208,302	8,583,400
固 定 資 産 税		281,800,000	1,328,231,677	324,245,209	
内 訳		土 地 ・ 家 屋	275,600,000	1,301,726,980	318,909,659
		償 却 資 産	6,200,000	26,504,697	5,335,550
軽 自 動 車 税		7,050,000	24,533,450	6,208,890	
市 た ば こ 税		1,000	0	0	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	225,400	0	
都 市 計 画 税		42,000,000	196,542,767	48,150,946	
入 湯 税	1,000	0	0		
計	690,933,000	3,506,907,990	836,912,026		
市 税 総 計		42,531,633,000	45,881,081,747	42,647,211,198	
前 年 度 同 期		42,685,070,000	46,149,619,294	42,418,979,097	

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
319,940	341,430,475	99.65	98.14	97.92
319,940	322,347,275	100.68	97.73	97.35
0	19,083,200	96.32	99.54	99.73
83,808	188,537,067	100.27	99.02	98.80
83,808	184,836,167	100.61	98.84	98.56
0	3,700,900	98.59	99.88	99.89
0	0	103.06	100.00	100.00
9,000	6,022,503	101.56	97.87	97.56
0	0	99.85	100.00	100.00
12,392	27,331,600	99.06	98.84	98.56
0	127,800	114.32	97.14	100.00
425,140	563,449,445	99.93	98.67	98.44
254,145,586	1,244,922,129	127.28	23.41	21.29
245,414,833	1,229,027,980	125.97	23.37	21.13
8,730,753	15,894,149	278.68	25.85	29.71
211,201,207	792,785,261	115.06	24.41	19.24
206,269,071	776,548,250	115.71	24.50	19.24
4,932,136	16,237,011	86.06	20.13	19.48
3,373,130	14,951,430	88.07	25.31	29.39
0	0	0.00	0.00	0.00
0	225,400	0.00	0.00	0.00
31,143,776	117,248,045	114.65	24.50	19.24
0	0	0.00	0.00	0.00
499,863,699	2,170,132,265	121.13	23.86	20.39
500,288,839	2,733,581,710	100.27	92.95	91.92
382,121,350	3,348,518,847	99.38	91.92	91.13

平成24年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	
現 年 度 分	市 民 税	18,474,000,000	18,700,785,066	18,312,607,591	
	内 訳	個 人	13,949,000,000	14,193,526,866	13,817,655,855
		法 人	4,525,000,000	4,507,258,200	4,494,951,736
	固 定 資 産 税	19,052,000,000	19,159,874,200	18,929,682,450	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	15,660,000,000	15,773,355,600	15,546,889,350
		償 却 資 産	3,292,000,000	3,283,000,600	3,279,275,100
		国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	103,518,000	103,518,000
	軽 自 動 車 税	262,700,000	273,939,600	267,246,800	
	市 た ば こ 税	1,929,000,000	1,804,824,948	1,804,824,948	
	都 市 計 画 税	2,345,000,000	2,347,359,200	2,313,656,945	
	入 湯 税	2,880,000	4,162,050	4,162,050	
	計	42,065,580,000	42,290,945,064	41,632,180,784	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	298,714,000	2,069,579,636	440,599,670
内 訳		個 人	294,496,000	2,031,428,925	429,264,075
		法 人	4,218,000	38,150,711	11,335,595
固 定 資 産 税		274,673,000	1,525,823,903	293,598,459	
内 訳		土 地 ・ 家 屋	265,604,000	1,490,344,346	286,687,994
		償 却 資 産	9,069,000	35,479,557	6,910,465
軽 自 動 車 税		5,846,000	31,248,348	9,183,292	
市 た ば こ 税		1,000	0	0	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	6,320,110	0	
都 市 計 画 税		40,254,000	225,702,233	43,416,892	
入 湯 税	1,000	0	0		
計	619,490,000	3,858,674,230	786,798,313		
市 税 総 計		42,685,070,000	46,149,619,294	42,418,979,097	
前 年 度 同 期		42,957,128,000	46,714,002,567	42,568,239,529	

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
138,739	388,038,736	99.13	97.92	97.65
138,739	375,732,272	99.06	97.35	97.01
0	12,306,464	99.34	99.73	99.71
678,611	229,513,139	99.36	98.80	98.49
678,611	225,787,639	99.28	98.56	98.21
0	3,725,500	99.61	99.89	99.83
0	0	103.52	100.00	100.00
60,600	6,632,200	101.73	97.56	96.72
0	0	93.56	100.00	100.00
100,989	33,601,266	98.66	98.56	98.21
0	0	144.52	100.00	100.00
978,939	657,785,341	98.97	98.44	98.18
217,063,549	1,411,916,417	147.50	21.29	16.80
200,932,271	1,401,232,579	145.76	21.13	16.59
16,131,278	10,683,838	268.74	29.71	41.77
134,306,735	1,097,918,709	106.89	19.24	17.80
128,495,940	1,075,160,412	107.94	19.24	17.88
5,810,795	22,758,297	76.20	19.48	14.93
4,217,606	17,847,450	157.09	29.39	21.09
0	0	0.00	0.00	100.00
6,094,710	225,400	0.00	0.00	0.39
19,459,811	162,825,530	107.86	19.24	17.88
0	0	0.00	0.00	0.00
381,142,411	2,690,733,506	127.01	20.39	17.22
382,121,350	3,348,518,847	99.38	91.92	91.13
254,772,536	3,890,990,502	99.09	91.13	90.44

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		22		23		24		25	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	46,313	23.18	42,862	21.89	42,207	21.42	41,307	20.69
	特別徴収	3,279	2.09	3,175	2.04	3,114	2.00	3,103	1.96
法人市民税		562	5.95	548	5.84	505	5.09	465	4.84
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		41,645	11.48	39,615	10.92	37,887	10.93	36,048	9.82
固定資産税 (償却資産)		768	6.93	660	5.96	672	6.11	251	4.63
軽自動車税		11,411	17.99	10,321	16.15	10,387	16.18	9,769	14.97
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		103,978	12.95	97,181	12.23	94,772	12.17	90,943	11.22

平成26年1月のオンラインシステム入替の影響により、市県民税（特別徴収）の督促状件数には26年1～3月分の過納付通知が、固定資産税・都市計画税の督促状件数には固定資産税（償却資産）の3・4期分督促状件数が含まれています。

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

区 分		年 度			
		22	23	24	25
電話加入 権差押	件 数	2	0	0	0
	税 額	304,600	0	0	0
不動産 差 押	件 数	95	102	100	150
	税 額	106,992,916	276,517,869	182,804,783	214,532,950
動産差押	件 数	10	3	8	11
	税 額	5,420,644	2,735,000	55,190,891	22,296,101
債権差押	件 数	848	640	560	810
	税 額	365,642,027	337,792,985	319,712,013	498,064,809
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	40	51	43	36
	税 額	54,393,652	58,065,494	47,348,800	52,595,314
交付要求 (不動産)	件 数	138	108	80	76
	税 額	170,608,085	52,373,632	163,826,562	62,321,360
合 計	件 数	1,133	904	791	1,083
	税 額	703,361,924	727,484,980	768,883,049	849,810,534

第 4 章 その他の資料

2 4 市税証明等発行件数

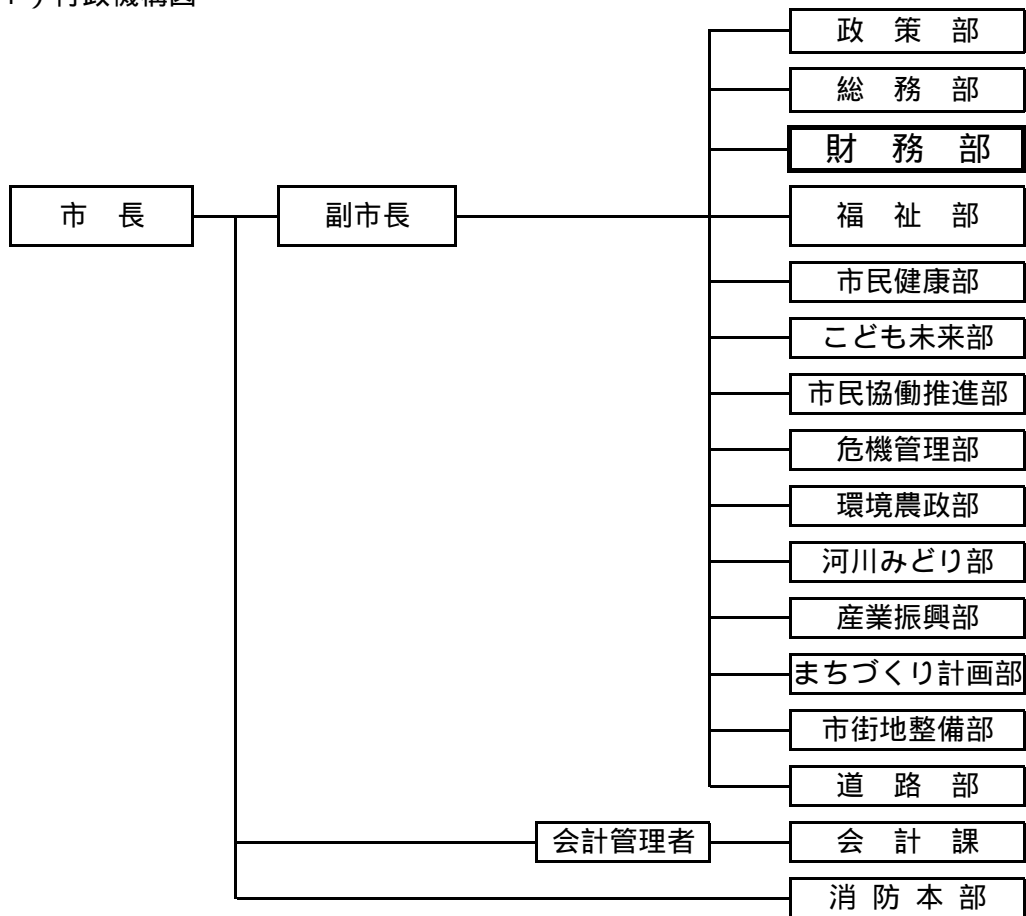
(単位：件)

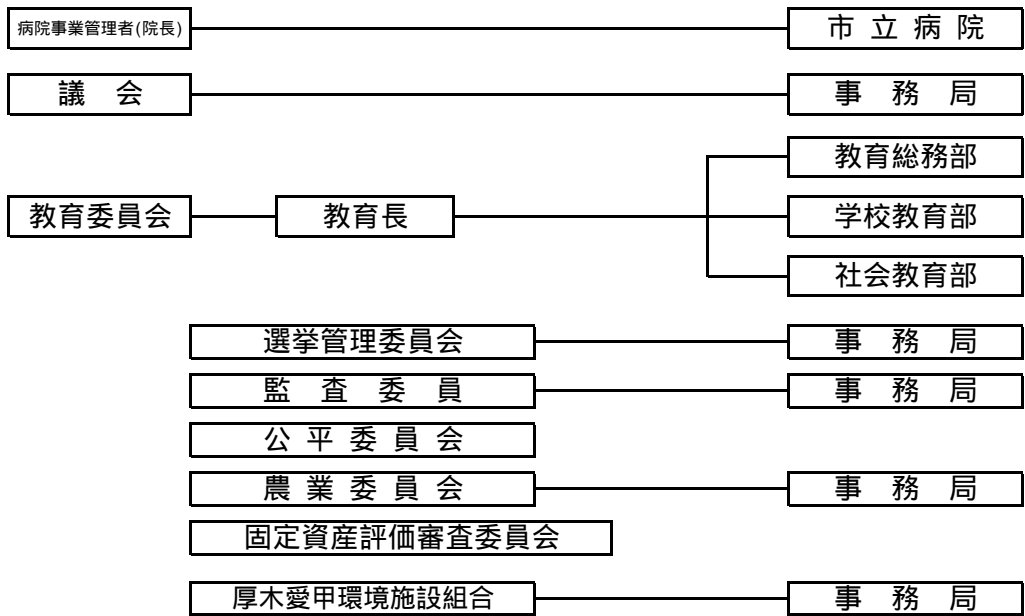
種類		年度				
		2 2	2 3	2 4	2 5	
市県民税証明 (所得証明)	本庁	17,215	17,371	18,643	19,071	
	連絡所	7,781	8,043	8,503	8,821	
	合計	24,996	25,414	27,146	27,892	
各種市税納税証明	本庁	4,665	3,549	3,662	3,642	
	連絡所	930	925	1,014	1,016	
	合計	5,595	4,474	4,676	4,658	
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,549	1,489	1,443	1,305	
	連絡所	2,107	2,183	2,259	2,360	
	合計	3,656	3,672	3,702	3,665	
法人所在証明	本庁	300	254	244	261	
固定資産	各種証明	本庁	6,659	6,697	6,508	6,484
		連絡所	1,283	1,151	1,211	1,216
		合計	7,942	7,848	7,719	7,700
	* 価格通知	本庁	2,367	2,398	2,647	2,571
	住宅用家屋証明	本庁	1,028	1,274	1,213	1,445
証明発行総合計		45,884	45,334	47,347	48,192	

注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

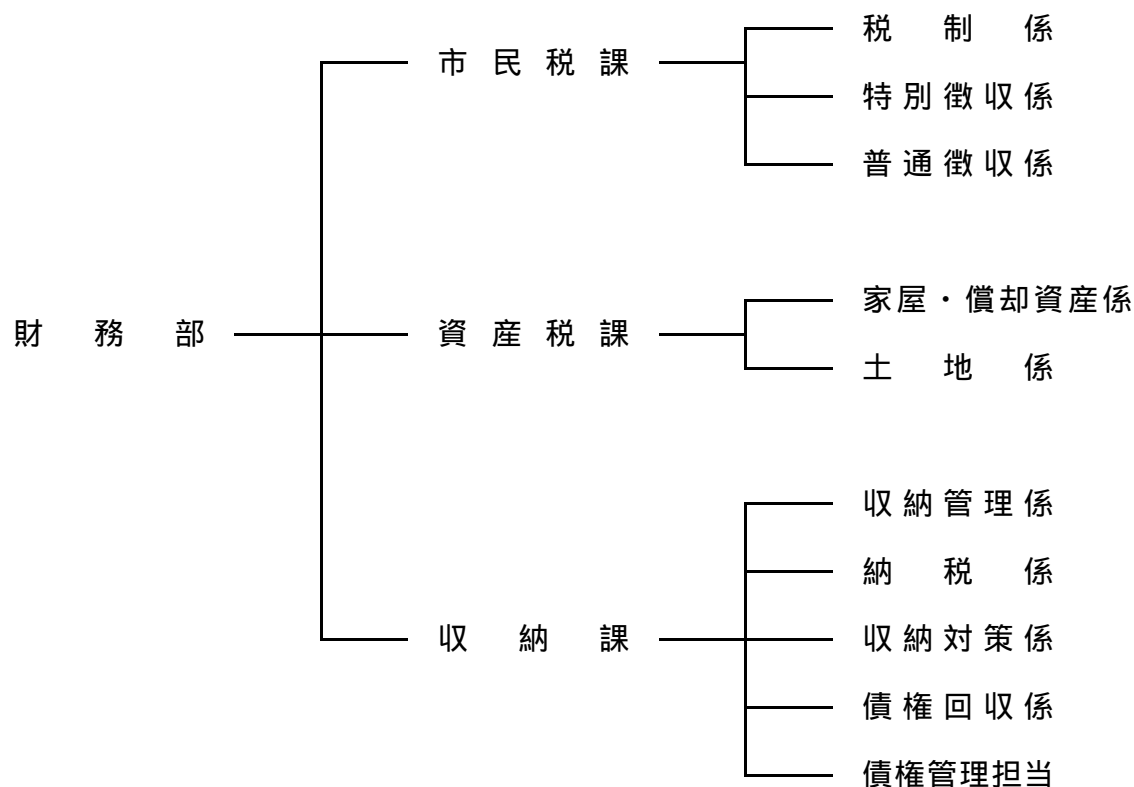
注 「*」は手数料免除

(1) 行政機構図





(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 給与特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 給与支払報告書に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の異議申立てに関する事。

【収納課】

収納管理係 納税係 収納対策係 債権回収係 債権管理担当

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関する事。

26 税務職員係別人員調べ

(平成26年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計
財 務 部	市民税課	税制係	-	1 (兼係長)	2	2	1	1	7	24
		特別徴収係	1 (兼係長)	-	1	1	4	-	7	
		普通徴収係	1 (兼係長)	-	2	2	3	1	9	
	資産税課	家屋・償却資産係	1 (兼係長)	3	2	1	5	-	12	22
		土地係	-	4 (兼係長含む)	-	3	2	0	9	
	収納課	1	収納管理係	1 (兼係長)	1	1	0	3	1	7
納税係			1 (兼係長)	1	-	1	1	-	4	
収納対策係			1 (兼係長)	1	1	3	1	-	7	
債権回収係			-	1 (兼係長)	-	1	5 (再任用含む)	-	7	
債権管理担当			1	-	1	-	1	-	3	
計	3		7	12	10	14	26	3		75

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷	
市 民 人 税	普通徴収	普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	S42.3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45.4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56.4 普通徴収OCR化 S60.7 日本語住民情報オンライン稼働 S62.4 税務オンライン開始 H8.1 二次開発税務オンライン稼働 H14.1 新当初課税システムの稼働 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22.3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26.1 税務オンライン新システム導入
	特別徴収	給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		
	法人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62.4 税務オンライン開始 H22.3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26.1 税務オンライン新システム導入
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55.4 OCRシステム稼働 S59.4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60.4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61.7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 .8 オンライン稼働テスト S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22.3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入 H26.1 税務オンライン新システム導入	
軽自動車税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動動告知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48.4 課税処理開始 S56.4 消込処理開始 S60.7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62.3 軽自動車税オンライン業務開始 .4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23.3 クレジットカード納付導入 H26.1 税務オンライン新システム導入	
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収納消 込、給与特徴データ分・年金特徴分は、収納デ ータにより収納消込を行う。ペイジー・コンビニ ・クレジットカード分は、速報データにより仮消 込、確報データにより本消込を行う。また、消込 に伴い、エラーリスト等を出力。未納者につい ては、督促状、催告書等を発送し、滞納処理を行 う。	S55.4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56.4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59.6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成)、62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ消込開始、H21.6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、H22.5 給与特別徴収データ消込開始 H23.3 クレジットカード消込開始 H26.1 税務オンライン新システム導入	
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不能通知書を作成。	(S44.4 手落としによる口座振替開始) S60.4 MT交換による口座振替開始 S62.4 税務オンライン開始 H26.1 税務オンライン新システム導入	

28 市税の税率等一覧表（平成26年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																													
市 税	個人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6%</td> </tr> </table>	税率		均等割	3,000円	所得割	6%	普通徴収 1期 6月1日～7月1日 2期 8月1日～9月2日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																																							
	税率																																																																
均等割	3,000円																																																																
所得割	6%																																																																
法人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) <table border="1"> <tr> <th colspan="3">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">法人税割</td> <td colspan="2">5億円以上の法人</td> <td>100分の14.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>100分の13.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1億円未満の法人</td> <td>100分の12.3</td> </tr> <tr> <th colspan="3">資本金等の額</th> <th>厚木市内事務所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">均等割</td> <td colspan="2">公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td></td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td></td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td></td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td></td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td></td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td></td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td></td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td></td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td></td> <td>3,000,000円</td> </tr> </table>	資本金等の額			税率	法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5	1億円未満の法人		100分の12.3	資本金等の額			厚木市内事務所等の従業者数	税率	均等割	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)			50,000円	1,000万円以下の法人	50人以下のもの		50,000円	50人を超えるもの		120,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの		130,000円	50人を超えるもの		150,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの		160,000円	50人を超えるもの		400,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの		410,000円	50人を超えるもの		1,750,000円	10億円を超え50億円以下の法人		50人を超えるもの		3,000,000円	50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内
資本金等の額			税率																																																														
法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7																																																														
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5																																																														
	1億円未満の法人		100分の12.3																																																														
資本金等の額			厚木市内事務所等の従業者数	税率																																																													
均等割	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)			50,000円																																																													
	1,000万円以下の法人	50人以下のもの		50,000円																																																													
		50人を超えるもの		120,000円																																																													
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの		130,000円																																																													
		50人を超えるもの		150,000円																																																													
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの		160,000円																																																													
		50人を超えるもの		400,000円																																																													
	10億円を超える法人	50人以下のもの		410,000円																																																													
		50人を超えるもの		1,750,000円																																																													
	10億円を超え50億円以下の法人		50人を超えるもの		3,000,000円																																																												
50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円																																																													
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 <納期限> 1期 6月2日 2期 7月31日 3期 1月5日 4期 3月2日																																																													
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ミニカー</td> <td></td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>二輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊作業用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	車種		税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー		2,500円		2,400円	軽自動車	二輪	3,100円	三輪	5,500円	四輪	乗用	営業用	7,200円	自家用	3,000円	貨物用	営業用	4,000円	自家用	1,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円		特殊作業用	4,000円	二輪の小型自動車			4,000円	普通徴収 5月1日～6月2日																				
車種		税率																																																															
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																															
	50cc超90cc以下	1,200円																																																															
	90cc超125cc以下	1,600円																																																															
ミニカー		2,500円																																																															
		2,400円																																																															
軽自動車	二輪	3,100円																																																															
	三輪	5,500円																																																															
四輪	乗用	営業用	7,200円																																																														
		自家用	3,000円																																																														
	貨物用	営業用	4,000円																																																														
		自家用	1,600円																																																														
小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円																																																															
	特殊作業用	4,000円																																																															
二輪の小型自動車			4,000円																																																														
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	1,000本につき5,262円(旧3級品は1,000本につき2,495円)	申告納付 毎月翌月末日まで																																																													
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000㎡	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																																													
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																																													
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																																													

2.9 市税税率の変遷

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																								
市民税	均等割	2,500円								3,000円																																										
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%								6% (一律)																																								
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																																																
		700万円超え 12%		700万円超え 10%																																																
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円		50人以下であるもの	160,000 円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円		50人以下であるもの	130,000 円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円	上記の法人以外の法人等		50,000 円										
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																	
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																		
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000 円																																																		
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円																																																		
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円																																																		
	50人以下であるもの	160,000 円																																																		
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円																																																		
	50人以下であるもの	130,000 円																																																		
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円																																																		
上記の法人以外の法人等		50,000 円																																																		
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7/100 (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3/100																																																			
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満 1.4/100																																																			
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税 率</th> <th colspan="2">車 種</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">年額</td> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>二輪</td> <td rowspan="4">年額</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>三輪</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営 業 用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>自 家 用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>農耕作業用</td> <td rowspan="2">年額</td> <td rowspan="2">四 輪</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営 業 用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>自 家 用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>												車 種		税 率	車 種		税 率	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年額	軽自動車	二輪	年額	2,400 円	50cc超90cc以下	三輪	3,100 円	90cc超125cc以下	乗 用	営 業 用	5,500 円	ミニカー	自 家 用	7,200 円	小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	年額	四 輪	貨物用	営 業 用	3,000 円	特殊作業用	自 家 用	4,000 円					二輪の小型自動車		4,000 円
車 種		税 率	車 種		税 率																																															
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年額	軽自動車	二輪	年額	2,400 円																																														
	50cc超90cc以下			三輪		3,100 円																																														
	90cc超125cc以下			乗 用		営 業 用	5,500 円																																													
	ミニカー					自 家 用	7,200 円																																													
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	年額	四 輪	貨物用	営 業 用	3,000 円																																														
	特殊作業用				自 家 用	4,000 円																																														
				二輪の小型自動車		4,000 円																																														
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																											
特別土地保有税	保有分 1.4/100 (免税点 5,000㎡) 取得分 3/100								新たな課税の停止																																											
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円								課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																											
都市計画税	0.2/100																																																			
備 考																																																				

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																																																											
市民税	均等割							3,500円																																																																																																											
	個人所得割																																																																																																																		
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の部</th> <th>市内の税率者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 公共法人及び公益法人等 (地方自治法の規定により均等割税課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外) </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人税割</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成26年改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽自動車税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">市たばこ税</td> <td></td> <td></td> <td>1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用</td> <td></td> <td></td> <td>1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別土地保有税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">入湯税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">都市計画税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資本金等の部	市内の税率者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	400,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円		50人以下のもの	100,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円		50人以下のもの	100,000円	1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	100,000円		50人以下のもの	50,000円	公共法人及び公益法人等 (地方自治法の規定により均等割税課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)										法人税割							平成26年改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100	固定資産税									軽自動車税									市たばこ税				1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用		特別土地保有税									入湯税									都市計画税									備考								
		資本金等の部	市内の税率者数	税 率																																																																																																															
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																																																																																	
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																																																																																	
10億円を超える法人	50人以下のもの	400,000円																																																																																																																	
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円																																																																																																																	
	50人以下のもの	100,000円																																																																																																																	
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円																																																																																																																	
	50人以下のもの	100,000円																																																																																																																	
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	100,000円																																																																																																																	
	50人以下のもの	50,000円																																																																																																																	
公共法人及び公益法人等 (地方自治法の規定により均等割税課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)																																																																																																																			
	法人税割							平成26年改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1/100 (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7/100																																																																																																											
固定資産税																																																																																																																			
軽自動車税																																																																																																																			
市たばこ税				1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用			1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用																																																																																																												
特別土地保有税																																																																																																																			
入湯税																																																																																																																			
都市計画税																																																																																																																			
備考																																																																																																																			

平成26年度市税概要

平成26年11月発行

発行 厚木市
編集 財務部市民税課